

## ワシントン条約附属書Ⅱに掲げるキャビアの取扱いについて

### 輸入注意事項20第3号 (20.2.28)

第14回絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約（以下「ワシントン条約」という。）締約国会議において改正された決議13.7を踏まえ、平成20年4月1日以降は、携帯品（別送品を含む。）として輸入する本人の私用に供するキャビア（ワシントン条約附属書Ⅱに掲げるものに限る。）であって、1人1回当たり125グラム以下のものについては、輸入公表三の8の(2)に規定する通関時確認の適用を受けません。